

記 者 提 供 資 料
平成 29 年 (2017 年) 3 月 30 日
政 策 部 市 長 室 特 別 調 査 チ ー ム
0 7 8 - 9 1 8 - 5 2 7 8 (内線 2 4 5 6) 担当: 池田

## 斎場管理センター職員による服務規律違反問題にかかる 特別調査チームの中間報告について

明石市総務部職員室人事課は、平成 28 年 9 月から同年 12 月末にかけて、明石市市民・健康部斎場管理センター（以下、「斎場」という。）再任用職員（以下、「職員 A」という。）及び当時の斎場衛生技能長（以下、「職員 B」という。）にかかる服務規律違反問題（以下、「本件」という。）について、事情聴取をはじめとする調査を行いました。

しかし、その後、斎場における不正の規模がさらに広がりを見せる可能性が生じたため、平成 29 年 1 月 4 日、徹底した調査を行うべく特別調査チームを設置し、同年 2 月 20 日からは新たに弁護士職員 4 名を加え、より緻密な調査を行いました。

そして、特別調査チームによる調査のうち、本件について一定の結論を出すことができたため、以下のとおり報告いたします。

### 1 特別調査チームによる調査方法（平成 29 年 1 月 4 日～同年 3 月 28 日）

#### (1) 調査方法

主に調査対象者及び関係者を対象にして事情聴取を行い、事情聴取によって表れた事実に関する客観的資料を収集するなどして、公正な事実認定を行った。

#### (2) 特別調査チームによる事情聴取

- ・ 市職員に対する聴取・・・・・・・・・・ 22 名（のべ 72 回）
- ・ 葬儀業者などに対する聴取・・・・・・ 16 名（のべ 17 回）

### 2 職員 A による服務規律違反行為

※下線部は特別調査チームの調査によって新たに判明した事実である。

規律違反行為の内容	評価
① 平成 28 年 1 月及び同年 8 月、某寺院 α において、任命権者の許可を受けることなく計約 10 万円の利益を得て葬儀代行業を営んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族などから兼業を行うことを反対されながらも専ら利益を追求するために行っており、規範意識の欠如が明らかである。</li> <li>・ 屋号を自ら決め、兼業のための名刺やゴム印を作成するなど計画的である。</li> <li>・ 本件違反行為発覚後に、兼業に関する資料等の隠滅を図っており違反行為後の態様も悪質。</li> <li>・ 実際に約 10 万円の利益を得ている。</li> </ul>

<p>② <u>平成28年5月から同年8月まで、某寺院βにおいて、某業者に対し、斎場の定める規程に反する葬儀業を行うよう依頼し、自らそれに加担した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的短期間に繰り返し行われており、規範意識が鈍麻している。</li> <li>・ 特定の業者等と不適切な関係を続けており、市職員として自らを律する意識が欠如している。</li> </ul>
<p><b>【職員Aに対する評価】</b></p> <p>職員Aの行為は、専ら利益を得る目的で行われたものであり、また市職員として自らを律する意識が欠如している。さらに違反行為に関する動機、違反行為後の事情なども悪質であり、計画性も高い。</p> <p>また、職員Aは、平成25年に職務専念義務に違反したとして嚴重注意を受けたにもかかわらず、本件各違反行為に及んでいる。</p> <p>よって、職員Aについては厳しい処分は免れえないと考える。</p>	

**3 職員Bによる服務規律違反行為** ※下線部は特別調査チームの調査によって新たに判明した事実である。

規律違反行為の内容	評価
<p>① <u>平成18年頃から平成25年頃まで、葬儀業者などから定期的に贈答品を受領し、これらを他の職員に分配した。</u></p> <p><u>また、平成22年から平成26年の間に複数回、民間の葬儀業者からビール券各20枚程度を受領し、さらに平成27年にも2度、上記業者からビール券20枚をそれぞれ受領し、私的に費消した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当時、衛生技能長として他の職員に対して服務規律を遵守するよう指導する立場にあったにもかかわらず、自ら業者から贈答品を貰い受けてこれを分配しており、職場全体の規範意識を損なわせるものである。</li> <li>・ 平成25年頃には贈答品の受領禁止が従前以上に周知・徹底されていたにもかかわらず、これを受領しており規範意識が低い。</li> </ul>
<p>② <u>平成14年頃から、斎場が保管する工具をみだりに持ち帰り、これを私的に使用した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工具の持ち帰りは常態化しており、規範意識が欠如している。</li> </ul>
<p>③ <u>平成21年から平成27年まで、就業時間中に、職務上必要がないにもかかわらず明石市火葬場利用件数をまとめた資料を作成し、これを複数の葬儀業者に提供した。</u></p> <p><u>また、平成23年から平成25年まで、就業時間中に、職務上必要がないにもかかわらず明石市火葬場を利用した者の氏名や住所等の個人情報をもとめた資料を作成した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業時間中に職務上必要のない資料を作成、あるいは業者に提供しており、職務専念義務に違反し、また、業者との不適切な関係を継続していたと言わざるを得ない。</li> </ul>

<p>④ <u>平成22年から平成25年頃まで、1～2週間に1回程度の割合で、某葬儀業者から、相当の対価を支払わずに、葬儀用として使用する花をもらい受けた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 斎場に出入りする特定の業者から長期間にわたり、また相当高い頻度で花を貰い受けており、地方公務員としてふさわしくない行為である。</li> </ul>
<p><b>【職員Bに対する評価】</b></p> <p>職員Bの計4つの服務規律違反行為は、そのいずれもが長期にわたって反復継続して行われたものであり、悪質性が高く、規範意識の欠如が顕著である。さらに、職員Bの行為は、業者との不適切な関係を継続していたものといえ、地方公務員として極めて不適切な行為である。</p> <p>また、職員Bは、平成27年に職務専念義務に違反したとして嚴重注意を受けており、その際の職務専念義務違反も、某寺院に対する便宜供与とも捉えかねない行為を内容としたものである。</p> <p>以上のとおり、職員Bの行為は、その職の信用を傷つけ、また、職員の職全体の信用を著しく損なわせたものである。さらに、平成27年に受けた処分理由も併せ考えれば、特定の外部の者と不適切な関係を構築していたといえる職員Bは、地方公務員としての適格性を欠くと言わざるを得ない。</p>	

#### 4 特別調査チームによる再発防止策の提言

特別調査チームは、上記の様々な違反行為の原因についても調査を行ったため、当該調査を踏まえ、斎場における再発防止策を以下のとおり提言する。

- ① 斎場の物品販売対象者の制限や物品販売そのものの制限
- ② 斎場における物品管理の徹底
- ③ 人事異動の運用の見直し
- ④ 市営葬儀を斎場以外で行う場合における市担当者の選定基準の見直し及び同基準の適用の徹底
- ⑤ 贈答品等の受領を一切禁止していることの外部への周知
- ⑥ 斎場における消耗品等の購入手続の見直し

#### 5 今後の見通し

今回の特別調査チームによる調査及びその調査結果をまとめた報告書は、人事課によって当初把握していた職員A及びB両名の服務規律違反行為について、より徹底した調査を行うとともに、斎場における再発防止策を提言したものである。

しかしながら、本年3月市議会において、斎場建て替えに関する新たな疑惑について指摘がなされたところである。そのため、特別調査チームとしては、当該新たな疑惑にかかる事実関係についても、本年4月以降、引き続き徹底的に調査を行うとともに、全庁にわたる不祥事対策の検討を行う予定である。

以上

## 参考（人事課による調査及び結果）

### 1、人事課による事情聴取

- ・市職員に対する聴取・・・・・・・・・・22名（のべ25回）
- ・葬儀業者などに対する聴取・・・・・・・・9名（のべ11回）

### 2、人事課による調査結果

職員A：平成28年1月及び同年8月の計2日、市外において、市への届出及び許可を得ることなく、私的に葬儀代行業者を名乗り、市に関係のない葬儀を行った。その際、職員Aは、1回あたり約5万円の利益を得ていた。

職員B：平成27年8月頃と同年12月頃の計2回、民間の葬儀業者より、ビール券を20枚ずつ受け取り、その後、私的に使用した。